

## 食堂デジタルサイネージ整備（三輪キャンパス） 仕様書

### I. 品名・品番・数量

別紙「食堂デジタルサイネージ整備（三輪キャンパス）調達物品一覧表」のとおりとし、相当品以上とする。

運搬、搬入、配線接続、設置等、納品に係る全ての費用を含む。

### II. 一般事項

#### 1 納入場所

長野県立大学 三輪キャンパス 1F 大学食堂内（長野市三輪8-49-7）

#### 2 納入期限

令和2年2月28日（金）

詳細は打ち合わせのうえ決定すること。

業務・授業等の支障とならないよう、発注者の指示に従うこと。

#### 3 納入物品に求める要件

- ・液晶ディスプレイ、スピーカー等は本学の講義室や会議室等と同様に一体となって使えるよう配線接続し、画像のみ・音のみ（マイクのみ含む）・両方を合わせた出力等が可能であるよう設置すること。
- ・液晶ディスプレイ、スピーカーはできるだけ天井に近い位置に設置し、同時に調達する遠隔ライブと接続及び調整すること。
- ・天井に機器を設置する際、天井の板等は将来原状復帰できるよう可能な限り切断等をしないこと。どうしても加工等が必要な場合は、事前に発注者と協議のうえ決定すること。
- ・配線は天井及び壁面裏を通すことを前提とし、可能な限り配線等が表に出ないように接続・設置を行うこと。壁面裏が構造上通すことが難しい場合は、部屋の隅にモールやトラフ等で見えないよう配線すること。
- ・機器の使用後や未使用時には、ラック周辺機器はラック内に全て収納できるようにすること。
- ・その他、別紙「食堂デジタルサイネージ整備（三輪キャンパス）調達物品一覧表」に記載された内容を満たすこと。
- ・設置後、機器が発注者の求める動作をしない場合は、配線接続等を見直し、修正すること。
- ・要求する仕様を全て満たすこと。仕様を満たすために必要な物品を全て納入すること。
- ・納入物品、取扱説明書等は日本語のものであること。
- ・納入物品は新品であること。

- ・標準付属品がある場合は全て含むこと。
- ・各機器には、機器の種類を示すラベルをテプラ等で貼り付けること。
- ・誰でも操作できるように、簡易操作手順書を打ち合わせのうえ作成すること（手順書が傷まないようラミネート加工すること）。
- ・遠隔ライブ映像の通信網は既設校内ネットワークを利用できるものであること。
- ・遠隔ライブ映像の音源は、マイクで集音できること。（CMユニットからマイク・カメラとも標準10m）
- ・映像は、プログラムされたコンテンツやPCやDVDなどの映像は、全て4画面とも一斉表示すること。
- ・食堂に持ち込みの可搬モニターは、機器本体架より10m以内で運用できること。
- ・本学北棟講堂の映像と音声を受信し、本学食堂のサイネージ設備で放映できるように設置すること。

#### 4 相当品について

- ・相当品をもって入札に臨む場合は、入札公告に示す期限までに必要な資料等を提出し、承認を得ること。

#### 5 納入時の留意事項

- ・配線接続や設置方法については、事前に発注者と打ち合わせること。
- ・搬入に際しては、日時、経路等を発注者と調整し、業務、授業等の妨げにならないよう注意すること。必ず事前に日程確認を行い、発注者側にてスケジュール調整が必要と判断した場合についてはその指示に従うこと。
- ・必要に応じ、また発注者から指示があった場合は、キャンパス整備に関わる他事業者（建築、電気、設備、別途備品業者、解体、外構工事業者等）と現場調整を行い、搬入設置作業を進めること。
- ・搬入に際し、校舎や設備に損害を与えたり、汚したりしないよう細心の注意を払うものとし、受注者側で養生を行ったうえで搬入設置作業を行うこと。万一損害を与えた場合は受注者において、損害前の状態に復帰すること。
- ・搬入、設置等に際して出た包装資材等のゴミについては受注者が責任を持って処理すること。

#### 6 費用負担

- ・運搬、搬入、配線接続、設置等、納品に係る全ての費用を含むものであること。

### III. サポート体制

- 1 全ての製品のトラブルなどの対応は窓口を一つとすることとし、その連絡先を明記すること。
- 2 国内に営業所やサービスセンターを有し、消耗品及び部品の在庫を国内に有すること。
- 3 製品のトラブルが発生した際には、可能な限り同日に対応すること。
- 4 納入後1年を保証期間とし、動作不良、性能不良及び故障の場合は、速やかに無償にて交換、修理、調整を行うものとする。

- 5 保証期間終了後のトラブル発生時においても、遅滞なく対応可能なメンテナンス体制が整備されていること。
- 6 製品の欠陥等により特に重大な故障が発生した場合には、保証期間終了後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。
- 7 発注者が取扱説明を希望したとき、また必要な製品と思われる場合に関しては、発注者と調整の上、取扱説明を実施すること。また複数回に及ぶ場合も誠実に対応すること。